

所 属	環境生活部脱炭素社会推進課		
係 名	企画係	内線	2942

新 家庭における省エネルギーの促進

1 事業費	300,000 (0 → 300,000)		
	【財源内訳】	【主な用途】	
	国庫 300,000	補助金 270,000	委託料 30,000

2 背景・事業目的

長期的なエネルギー価格の高騰により、家計への負担が増しているため、省エネ性能の高い家電の購入を支援し、電気料金の負担を軽減するとともに、家庭における省エネルギーを促進する。

3 事業概要

省エネ家電の購入に対する支援 (300,000 千円)

県民が省エネ家電を購入するために要する経費の一部を支援する。

- ・対象者：対象家電 10 万円以上を県内店舗で購入した県民
- ・対象家電：統一省エネラベル (※) 3 つ星以上の電気冷蔵・冷凍庫、エアコン (家庭用製品に限る)
- ・補助金額：購入額 20 万円以上：4 万円
購入額 10 万円以上 20 万円未満：2 万円
(対象家電を複数台購入した場合は、その合計額に応じた補助金額)
- ・補助要件：申請は 1 世帯あたり 1 回まで

※統一省エネラベル

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)」に基づく消費者への情報提供制度。消費者が省エネ性能に優れた製品を選べるよう家電製品の省エネルギー性能を★の数等で表したものを。家電販売店の店頭でラベル表示されている。

(款) 4 衛生費	(項) 6 環境管理費	(目) (2) 環境管理推進費
(明細書事業名)	○生活環境確保推進費	地球温暖化防止総合対策事業費

所 属	環境生活部私学振興・青少年課		
係 名	私学助成係	内線	3032

物価高騰の影響を受けた私立学校等及び児童生徒への支援

- 1 事業費 37,507 (0 → 37,507)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な使途】 |
| 国庫 37,507 | 交付金 31,419 |
| | 扶助費 6,088 |

2 背景・事業目的

物価高騰の影響を受けた私立学校等に通う児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、児童生徒が安心して学びを継続できるよう、学校給食費や教材費等、スクールバス利用料を支援する。

また、私立学校等の円滑な運営に支障が生じないように、光熱費の高騰分を支援する。

3 事業概要

(1) 私立学校における給食費の負担軽減(11,025千円)

学校給食を実施する私立学校に対し、食材費等の高騰による給食費の増額分を支援する。

【補助対象】 私立幼稚園、小・中・高等学校

【給食費】 1食15円

【対象期間】 令和5年4月～令和5年9月

新 (2) 私立高等学校等奨学給付金の加算(6,088千円)

私立高校生等のいる非課税世帯等の教材費等の教育費負担を軽減するため、奨学給付金に物価高騰分を加算して支給する。

【補助対象】 私立高校生等のいる非課税世帯等

【加算額】 4,000円/人

(3) 私立学校等のスクールバス利用料に対する支援(2,857千円)

私立学校等に対し、燃料価格高騰によるスクールバス利用料の引上げ相当額を支援する。

【補助対象】 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修学校、各種学校

【バス利用料】 1人150円/月

【対象期間】 令和5年4月～令和5年9月

(4) 私立学校等への光熱費支援(17,537千円)

私立学校等に対し、光熱費の高騰分を支援する。

【補助対象】 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修学校、各種学校

【対象期間】 令和5年4月～令和5年9月

(款) 10教育費	(項) 1教育総務費	(目) (8)私立学校振興費
(明細書事業名) ○私立学校振興助成費	私立学校等教育振興費補助金 他	

所 属	健康福祉部医療整備課			健康福祉部医療福祉連携推進課		
係 名	医療企画係	内線	3235	看護係	内線	3274
所 属	健康福祉部薬務水道課					
係 名	薬事麻薬係	内線	3432			

物価高騰の影響を受ける医療機関等への支援

1 事業費 582,251 (0 → 582,251)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫 582,251

交付金 529,389

委託料 52,862

2 背景・事業目的

物価高騰の影響により、医療機関等の円滑な運営に支障が生じないよう、負担軽減を図るための支援を行う。

3 事業概要

(1) 医療機関等への光熱費及び食材料費の支援 (581,476 千円)

病院、有床診療所に対し、病床規模に応じて、光熱費及び食材料費の高騰に係る支援金を交付する。

無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所及び薬局に対し、光熱費の高騰に係る支援金を交付する。

<病院、有床診療所>

・光熱費：11,000 円 (1 床当たり支援単価) × 病床数

・食材料費：8,235 円 (1 床当たり支援単価) × 病床数

<無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所及び薬局>

・無床診療所、歯科診療所、助産所、薬局：1 施設当たり 22,500 円

・施術所：1 施設当たり 15,000 円

新 (2) 看護師等養成所への光熱費の支援 (775 千円)

看護師等養成所に対し、入学定員数に応じて、光熱費の高騰に係る支援金を交付する。

・650 円 (学生 1 人当たり支援単価) × 入学定員数

(款) 4 衛生費(項) 1 医務費(目) (4) 医療整備対策費 (明細書事業名) ○病院特殊診療部門対策費 医療施設近代化施設整備費	(款) 4 衛生費(項) 1 医務費(目) (2) 医務費 (明細書事業名) ○保健衛生事業助成費 看護師等養成所費
(款) 4 衛生費(項) 5 薬務水道費(目) (2) 薬務費 (明細書事業名) ○薬事費 薬事衛生費	

所 属	健康福祉部高齢福祉課			健康福祉部障害福祉課		
係 名	事業者指導係	内線	3468	事業所指導係	内線	3490
所 属	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課			健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課		
係 名	保育支援係	内線	3536	児童養護第二係	内線	3560

物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等への支援

1 事業費 795,515 (0 → 795,515)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫 795,515

交付金 723,374

委託料 70,141

2 背景・事業目的

物価高騰の影響により、社会福祉施設等の円滑な運営に支障が生じないよう、負担軽減を図るための支援を行う。

3 事業概要

(1) 高齢者・障がい者施設等への光熱費等の支援 (787,320 千円)

高齢者・障がい者施設等に対し、事業種別・定員に応じて、光熱費、食材料費等の高騰に係る支援金を交付する。

< 高齢者施設等 >

- ・ 入所系 (光熱費、食材料費) : 111 千円～1,887 千円/施設
- ・ 通所系 (光熱費、食材料費、ガソリン代) : 137.3 千円/事業所
- ・ 訪問系 (ガソリン代) : 45 千円/事業所

< 障がい者施設等 >

- ・ 入所系 (光熱費、食材料費) : 111 千円～1,443 千円/施設
- ・ 通所系 (光熱費、食材料費、ガソリン代) : 55.4 千円～82.4 千円/事業所
- ・ 訪問系 (ガソリン代) : 45 千円/事業所

(2) 児童養護施設、認可外保育施設等への光熱費の支援 (8,195 千円)

児童養護施設、認可外保育施設等に対し、定員に応じて、光熱費の高騰に係る支援金を交付する。

< 児童養護施設等 >

- ・ 18 千円～210 千円/施設

< 認可外保育施設 >

- ・ 20 千円～33 千円/事業所

(款) 3 民生費(項) 1 社会福祉費(目) (7) 老人福祉費 (明細書事業名) ○介護事業者指導費 介護サービス適正指導事業費	(款) 3 民生費(項) 1 社会福祉費(目) (4) 障害者福祉費 (明細書事業名) ○障害者自立支援費 障害者自立支援費
(款) 3 民生費(項) 3 児童福祉費(目) (3) 家庭児童福祉費 (明細書事業名) ○児童健全育成費 児童健全育成推進費	(款) 3 民生費(項) 3 児童福祉費(目) (10) 児童福祉諸費 (明細書事業名) ○児童援護費 児童援護促進費

所 属	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課		
係 名	保育支援係	内線	3536

物価高騰の影響を受ける私立保育所等への支援

- 1 事業費 59,450 (0 → 59,450)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 59,450 | 交付金 54,045 |
| | 委託料 5,405 |

2 背景・事業目的

物価高騰により、私立保育所等で提供される給食費の値上がりや給食の品数等への影響、児童の送迎バスに係る燃料費の負担増が懸念される。

そのため、物価高騰による値上がり分を保護者に転嫁されないよう、私立保育所等に対し、給食費及び送迎バス利用料の値上げ相当額の支援を行う。

3 事業概要

(1) 私立保育所等給食費負担軽減交付金 (56,838 千円)

私立保育所等に対し、食材費等の高騰による給食費の値上げ相当額を支援する。

- ・給食費：1食 15円
- ・対象期間：令和5年4月～令和5年9月

(2) 私立保育所等送迎バス利用料支援交付金 (2,612 千円)

私立保育所等に対し、燃料価格高騰による送迎バス利用料の引上げ相当額を支援する。

- ・バス利用料：1人 150円/月
- ・対象期間：令和5年4月～令和5年9月

(款) 3 民生費	(項) 3 児童福祉費	(目) (3) 家庭児童福祉費
(明細書事業名)	○ 児童健全育成費	
	児童健全育成推進費	

所 属	健康福祉部生活衛生課		
係 名	衛生指導係	内線	3414

物価高騰の影響を受ける一般公衆浴場への支援

- 1 事業費 2,400 (0 → 2,400)
- | | |
|----------|-----------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 2,400 | 交付金 2,400 |

2 背景・事業目的

物価高騰の影響により、一般公衆浴場の生活衛生事業に支障が生じないよう、負担軽減を図るための支援を行う。

3 事業概要

一般公衆浴場への燃料価格高騰に係る支援 (2,400 千円)

生活衛生業の事業者の中で、物価統制令によって入浴料金が統制されている一般公衆浴場に対し、燃料価格の高騰に係る支援金を交付する。

・150 千円 (月額 25 千円×6 ヶ月) / 施設

※主な使用燃料が重油、灯油、都市ガス又は電気の施設が対象

(款) 4 衛生費 (項) 3 公衆衛生費 (目) (3) 生活衛生指導費 (明細書事業名) ○生活衛生指導費 公衆浴場対策費

所 属	健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課		
係 名	家庭支援係	内線	3556

物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯への支援

1 事業費	145,870 (0 → 145,870)
	【財源内訳】
	国庫 145,870
	【主な使途】
	交付金 142,500
	補助金 3,370

2 背景・事業目的

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、経済的支援を行う。

3 事業概要

(1) 低所得のひとり親世帯に対する特別給付金の支給 (142,500 千円)

県内町村に居住する低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給する。

[支給対象者]

県内町村に居住するひとり親で下記のいずれかに該当する方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

[給付額]

児童一人当たり一律5万円

(2) 町村に対する事務費の助成 (3,370 千円)

書類の発送や申請書の受付などの業務に要する経費について、町村に補助する。

(款) 3 民生費	(項) 3 児童福祉費	(目) (8) 児童扶養手当法等運営費
(明細書事業名)	○児童扶養手当給付費	
	児童扶養手当給付費	
	児童扶養手当支給事務費	

所 属	健康福祉部感染症対策推進課		
係 名	感染症対策第一・二係	内線	3352

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の感染拡大防止対策

- 1 事業費 1,200 (3,450 → 4,650)
- | | |
|------------|-----------|
| 【財源内訳】 | 【主な使途】 |
| 一般財源 1,200 | 補助金 1,200 |

2 背景・事業目的

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更された後も、県内の感染動向を迅速かつ正確に把握することで予防啓発、感染拡大防止を図る。

3 事業概要

医療機関からの情報収集に係る経費の支援 (1,200 千円)

岐阜県医師会が運用しているシステム（岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム）の活用を通じて、感染動向を迅速かつ正確に把握するため、同会に対して、県内医療機関から情報を収集するための経費を支援する。

(款) 4 衛生費	(項) 4 保健予防費	(目) (2) 感染症予防費
(明細書事業名) ○ 特定感染症対策費	感染症予防対策費	

所 属	商工労働部商工・エネルギー政策課		商工労働部産業デジタル推進課			
係 名	エネルギー係	内線	3622	IT 拠点活用推進係	内線	3722

新 電力・ガス価格高騰の負担軽減支援

1 事業費	4, 1 1 2, 4 1 7 (0 → 4, 112, 417)	
	【財源内訳】	【主な使途】
	国庫 4, 059, 875	委託料 2, 611, 914
	一般財源 52, 542	補助金 1, 500, 503

2 背景・事業目的

電力・ガス等のエネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、電気や都市ガス料金の負担緩和策が実施されているところである。しかし、大量の電力を使用する特別高圧電力の契約を行う中小企業等やLPガスを使用する一般消費者等は支援対象となっていない。

このため、県内の特別高圧電力を受電する中小企業等やLPガス一般消費者等に対する支援を行い、電力・ガス価格高騰による負担の軽減を図る。

3 事業概要

(1) 特別高圧受電中小企業等に対する支援 (1, 502, 417 千円)

特別高圧電力契約を行う県内の工業団地協同組合、中小企業等に対し、電力使用量に応じ、料金支援を実施する。

[対象期間] 令和5年1月～令和5年9月

[支援単価] 1～8月分：3.5円/kWh 9月分：1.8円/kWh

※対象期間、支援単価は国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の高圧契約と同様

(2) LPガス一般消費者等に対する支援 (2, 610, 000 千円)

LPガスを使用する県内の一般消費者等に対し、LPガス販売事業者を通して料金の値引きによる支援を実施する。

[対象期間] 令和5年1月～令和5年9月

[支援額] 1契約につき500円/月

※対象期間は国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の都市ガスと同様

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉱業振興費 (明細書事業名) ○工業振興費 エネルギー総合対策事業費
(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (2) 中小企業振興費 (明細書事業名) ○ソフトピアジャパン推進費 ソフトピアジャパン運営費

所 属	農政部農産園芸課		
係 名	水田経営係	内線	4117

新 肥料価格高騰における農業者への支援

1 事業費 116,877 (0 → 116,877)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫 116,877

補助金 116,877

2 背景・事業目的

国際情勢の影響により肥料価格が高騰し、農業者の経営を圧迫しているため、肥料価格の一部を支援することにより、経営の安定化を図る。

3 事業概要

肥料高騰対策資源活用推進事業費補助金（116,877千円）

国の肥料価格高騰対策事業に取り組む農業者に対し、岐阜県農業再生協議会を通じて、肥料コスト増加分のうち、農業者負担分の一部を支援する。

[補助対象者] 国の肥料価格高騰対策事業に取り組む農業者

[補助率] 1/2以内

※国「肥料価格高騰対策事業」の概要

- ・実施主体 岐阜県農業再生協議会
- ・取組実施者 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者グループ
(農業者グループは、農産物の販売実績のある5戸以上の農業者が参加)
- ・要件 化学肥料の2割低減を実現するため、土壌診断による施肥設計や堆肥利用、局所施肥等の取組メニューを2つ以上実施することが必要
- ・支援内容 肥料コスト増加分の7割を補てん

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
環境保全型農業総合推進事業費

所 属	農政部畜産振興課		
係 名	酪農・飼料係	内線	4140

家畜飼料の価格高騰における畜産農家への支援

- 1 事業費 589,654 (0 → 589,654)
【財源内訳】 【主な用途】
国庫 589,654 補助金 589,654

2 背景・事業目的

飼料価格の高騰が長期化しており、畜産経営への影響が長引いていることから、飼料価格高騰分の一部を支援することにより、経営の安定化を図る。

3 事業概要

(1) 配合飼料価格の高騰に対する緊急支援 (571,226 千円)

畜産農家に対し、(一社)岐阜県畜産協会等を通じて、配合飼料価格高騰相当額のうち農家負担分の一部を、飼料の給与量に応じて支援する。

[補助対象者] 県内で家畜を飼養する畜産農家

[補助率] 1/2 以内

新 (2) 乳用初妊牛の譲渡価格維持に対する支援 (18,428 千円)

乳用初妊牛の譲渡価格を維持し、酪農家の負担軽減を図るため、(一社)岐阜県農畜産公社に対し、譲渡価格増加相当分の一部を支援する。

[補助対象者] (一社)岐阜県農畜産公社

[補助率] 1/2 以内

※乳用初妊牛の譲渡

農畜産公社が県内酪農家から雌の乳用子牛(1~2ヶ月齢)を買い取り、育成、妊娠させ、分娩する2ヶ月前を目途に県内酪農家に譲渡するもの。

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 畜産業費 (目) (2) 畜産振興費
(明細書事業名) ○自給飼料基盤等対策費 ○県営家畜育成牧場対策費
自給飼料生産振興対策事業費 家畜育成事業費

所 属	農政部里川振興課		
係 名	漁業振興係	内線	4216

養殖飼料等価格高騰における養殖業者等への支援

- 1 事業費 12,689 (0 → 12,689)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 12,689 | 補助金 12,689 |

2 背景・事業目的

養殖用配合飼料の主原料である魚粉価格等の高騰が続いており、県内養殖業者の経営を圧迫している。

このため、配合飼料価格高騰分等の一部を支援することにより、経営の安定化を図る。

3 事業概要

(1) 養殖飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 (4,648 千円)

岐阜県池中養殖漁業協同組合を通じて、養殖飼料価格高騰分のうち、国の漁業経営セーフティネット構築事業の対象とならない価格上昇分の一部を支援する。

[補助対象者] 漁業経営セーフティネット構築事業加入又は加入予定の養殖業者

[補助率] 1/2 以内

※漁業経営セーフティネット構築事業の概要

- ・実施主体 (一社) 漁業経営安定化推進協会
- ・要件 四半期の平均配合飼料価格が、補填基準価格を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填
- ・補填内容 養殖業者と国が1対1の割合で負担

(2) 鮎種苗生産施設緊急支援事業費補助金 (8,041 千円)

国の漁業経営セーフティネット構築事業に加入することができない種苗生産施設に対して、価格高騰分の一部を支援する。

[補助対象者] (一財) 岐阜県魚苗センター

[補助率] 1/2 以内

(款) 6 農林水産業費	(項) 3 水産業費	(目) (2) 水産業振興費
(明細書事業名) ○内水面振興対策費		
内水面振興対策費		

所 属	農政部農地整備課		
係 名	調査計画係	内線	4238

エネルギー価格高騰における土地改良区等への支援

- 1 事業費 57,096 (0 → 57,096)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 57,096 | 補助金 57,096 |

2 背景・事業目的

昨今の電気料金や燃料費といったエネルギー価格の高騰により、農業水利施設を管理する土地改良区等の経営は厳しい状況にある。

このため、土地改良区等に対して、令和5年度上半期の揚水機場等の運転に要するエネルギー価格高騰分の一部を支援する。

3 事業概要

新 (1) 土地改良区施設管理費高騰対策補助金 (36,096 千円)

土地改良区に対して、電気料金・燃料費の令和3年度からの高騰分の一部を支援する。

[補助率] 1/2 以内 (ただし (2) と重複する部分を除く)

(2) 農業水利施設省エネ推進事業費補助金 (21,000 千円)

省エネ化に取り組む市町村・土地改良区に対して、電気料金・燃料費の令和4年度からの高騰分の一部を支援する。

[補助率] 7/10 以内

※土地改良区

土地改良法に基づき県知事の認可を受けて設立される法人。土地改良事業(維持管理事業を含む)を施行することを目的としており、農業者の賦課金により運営されている。

(款) 6 農林水産業費	(項) 4 農地費	(目) (8) 団体営土地改良事業費
(明細書事業名) ○ 公共事業		○ 単独事業
	団体営基盤整備促進事業費	農業農村整備事業費

所 属	都市建築部都市公園・交通局公共交通課		
係 名	地域交通係・広域交通係	内線	4935

地域公共交通等の燃料価格高騰対策

- 1 事業費 53,501 (0 → 53,501)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 53,501 | 交付金 53,401 |

2 背景・事業目的

地域公共交通等は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少から未だ回復しておらず、加えて燃料価格や物価の高騰により、経営環境は極めて厳しい状況にある。

このため、地域公共交通事業者等に対する支援を行い、県民生活や経済活動に不可欠な交通手段の維持確保を図る。

3 事業概要

地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金 (53,501 千円)

地域公共交通事業者等に対し、燃料価格上昇相当分の1/2を支援する。

【支援額】

- ・地方鉄道：1,347千円～15,676千円/1事業者
※軽油 14.35円/L、電気 5.24円/kwhにより積算
- ・広域バス路線：85千円/車両1台
- ・タクシー（LPG車を除く）：13千円/車両1台
- ・自動車運転代行：12千円/車両1台

(款) 2 総務費 (項) 2 企画開発費 (目) (11) 交通対策費 (明細書事業名) ○総合交通対策推進費 地域交通対策費
--

所 属	教育委員会体育健康課			教育委員会教育財務課		
係 名	学校給食係	内 線	8715	管理経理係	内 線	8563

物価高騰に伴う教育費の支援

- 1 事業費 13,644 (0 → 13,644)
- | | |
|-----------|------------|
| 【財源内訳】 | 【主な使途】 |
| 国庫 13,644 | 補助金 888 |
| | 扶助費 12,756 |

2 背景・事業目的

原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、学校給食費の支援や奨学給付金を加算し、保護者等の負担軽減を図る。

3 事業概要

(1) 給食費の支援 (888 千円)

県立学校における学校給食費の物価高騰による増額分を支援する。

【対 象】 県立特別支援学校、定時制高等学校 27 校

【補助対象】 30 円／食

【補助率】 1／2 (補助上限 15 円／食)

新 (2) 高校生等奨学給付金の加算 (12,756 千円)

物価高騰の影響を踏まえ、非課税世帯等の奨学給付金を加算して支給する。

【対 象】 非課税世帯の公立高等学校等の生徒

【加算額】 4,000 円／人

※高校生等奨学給付金

非課税世帯等の教育費の負担を軽減するため、授業料以外の教科書費、教材費、学用品費などに充てる給付金

(款) 10 教育費	(項) 7 保健体育費	(目) (1) 学校健康教育費
(明細書事業名) ○学校給食費		
	学校給食管理費	
(款) 10 教育費	(項) 1 教育総務費	(目) (6) 進学奨励費
(明細書事業名) ○進学奨励対策費		
	就学支援事業費	